

『沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例』の必要性

○ 条例が必要となる背景

「動物の愛護及び管理に関する法律」は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うことを基本原則とし、動物の飼い主等の責任、動物取扱業者及び特定動物の規制等について定めているが、本県においては法律の運用だけでは十分に対応できていない課題がある。

〈主な課題〉

- 1 遺棄や放し飼いによる希少動物の捕食
- 2 多数の動物の不適切な飼養管理（臭い、鳴き声、逸走等）による近隣の生活環境の悪化、虐待（ネグレクト等）の発生
- 3 飼い主のいない猫への不適切な給餌等による、悪臭、そ族・昆虫の発生等を原因とする周辺的生活環境の悪化
- 4 法律に規定されていない、特定動物が逸走した際の措置

法律を補完する条例の制定

※ 動物の愛護及び管理に関する条例については45都道府県で制定済み（R6. 3. 31時点）

○ 条例の特徴

1 動物への虐待及び遺棄の防止

法律で禁止されていることから、直接的な条文は設けていないが、重要な課題であり、その防止に向けた取組を強力に推し進める必要があることから、本条例の目的及び普及啓発を行う内容として「虐待及び遺棄の防止」を明記している。（第1条、第6条）

2 猫の飼い主の責務

放し飼い等された猫による生活環境及び自然環境の保全上の支障を防止するため、飼養施設での飼養を飼い主の責務として規定している。（第9条第3項）

3 飼い主のいない猫への給餌

残された餌等による悪臭や、そ族・昆虫の発生等による被害を防止するため、飼い主のいない猫に給餌を行う者に対して、容器を用いた給餌と給餌後の速やかな容器等の回収を義務付けている。（第10条）

4 条例の見直し

条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることについて規定している。（附則第4項）

人と動物が共生する社会の実現